

お知らせ

広報かしわざきは、無料スマホアプリ「マチイロ」でも読むことができます。

制度・くらし

電気自動車とプラグインハイブリッド自動車の購入を補助します

- ▼申請開始予定日：5月10日(月)
- ▼対象：市民、市内事業者、市民と市内事業者に貸与するリース事業者
- ▼補助予定額
 - 電気自動車：3万3千円～10万5千円
 - プラグインハイブリッド自動車：2万円
- ※補助額が変わる場合があります。

環境課

☎23・5170
FAX 24・4196

創エネ・省エネ機器の設置を補助します

- ▼申請開始予定日：5月10日(月)
- ▼対象設備・補助限度額：市内に住宅または事業所があり(予定も可)、次の設備を設置する方
 - 燃料電池設備(住宅のみ)：20万円
 - 太陽光発電設備+エネルギー管理システム(EEMS)+蓄電池(住宅のみ)：30万円
 - エネルギー管理システム(EEMS)+蓄電池(住宅のみ)：20万円
 - 地中熱利用式空調・給湯・融雪設備(住宅・事業所)：40万円
 - 木質ペレット・薪ストーブ(住宅・事業所)：10万円
- ※工事を対象とする市の補助金と併用できます。「住まいの快適リフォーム補助金」などと併せてご利用ください。

環境課

☎23・5170
FAX 24・4196

浄化槽の設置を補助します

- ▼申請開始予定日：5月10日(月)
- ▼対象：公共下水道・農業集落排水事業区域以外にお住まいの方で、次のいずれかに当てはまる建築物に新たに設置する浄化槽など
 - 専用住宅
 - 店舗など併用住宅は、居住部分が建物全体の延べ床面積の2分の1以上の居住部分のみが対象
 - 地域住民の集会場
- ▼補助基数：5基程度(先着)
- ▼補助限度額
 - 5人槽：35万2千円
 - 6～7人槽：44万1千円
 - 8～50人槽：58万8千円
- ▼申請：浄化槽を設置する前に交付申請書、設置届出書などの申請が必要です。設置後は、実績報告書の提出が必要です。詳細は環境課へお問い合わせください。

環境課

☎23・5170
FAX 24・4196

マチイロ
ダウンロードはこちら



▲iOS



▲Android

ひとり親家庭などで児童を育てている方に手当を支給します
(児童扶養手当)

- ▼対象：次のいずれかに当てはまる児童を育てている方
 - 父母が婚姻を解消した
 - 父または母が死亡した
 - 父または母が重い障がいの状態にある
 - 母が未婚で出産した など
- ※児童とは18歳以下(18歳になつた最初の3月31日まで)、または一定の障がいがある場合は19歳以下の方。
- ▼手当額：所得と扶養親族などの数に応じて決まります。
- ※所得が所得制限額を超えた場合は、手当額の一部または全部の支給を停止します。
- ※手当の受給開始から5年を経過した場合は、減額になることがあります。
- ※公的年金を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できます。
- ※障害基礎年金を受給する方は、令和3(2021)年3月分の手当から、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額分の手当を受給できます。

福祉課

☎41・5650
FAX 21・1315

ひとり親家庭などへ医療費の一部を助成します

- ▼対象：次のいずれかに当てはまる方
 - 母子家庭の母または父子家庭の父とそのお子さん
 - 父母に監護されていない児童とその児童を養育する人
 - 父または母が重い障がいの状態にある家庭の父または母とその児童
- ※児童とは、18歳になつた最初の3月31日まで、または一定の障がいがある場合は20歳未満の方。
- ▼所得制限：前年(1～9月までは前々年)の所得と扶養親族の数で決まります。
- ※所得制限を超えている場合は医療費助成を受けることができません。

福祉課

☎41・5650
FAX 21・1315

制度・くらし

募集

市民かわら版

子育て

健康

講座・教室

イベント

アスベスト対策費用を補助します

▼内容：建物に使われた吹き付け材に含まれるアスベストの分析調査や除去などの費用を補助します。

▼対象：市内にある建築物の所有者・管理者

▼分析調査の補助：検査機関の分析調査費用（上限25万円）

▼除去などの補助：除去・封じ込め・囲い込み費用の3分の2（上限150万円）

▼申請：申請は、調査や工事をする前に行ってください。詳細は市役所4階建築住宅課へご相談ください。

▼申請の期限：11月30日(火)

建築住宅課

☎21・22991

FAX 23・5116

令和3（2021）年度分の所得証明書を発行します

▼発行開始日

●給与からの特別徴収の方（市・県民税が給与から天引きされ、会社を通して納税している方）

11月13日(木)

●普通徴収の方（市・県民税を納付書や口座振替で納税している方）

11月14日(金)

●年金からの特別徴収の方（市・県民税が年金から天引きされている方）

※新たに年金からの特別徴収が始まる方は、お送りした納税通知書に添付している納付書で、1・2期分を納めてください。

▼対象：令和3（2021）年1月1日現在、市内に住所がある方

※令和3（2021）年1月1日以前に亡くなった方は、令和3（2021）年度の税金がかかるため、所得証明書は発行できません。

▼注意：確定申告期限延長期間の3月16日(火)以降に申告した方は、令和3（2021）年度分の市・県民税の納税通知書や所得証明書に反映できないことがあります。この場合、後日申告書の内容を反映した変更通知書をお送りします。

▼ところ：市役所2階税務課

☎21・2247

FAX 22・5903

税務課

☎21・2247

FAX 22・5903

アトム情報



防災・原子力課

☎21・2323 FAX21・5980

放射線の基礎知識

放射線・放射能

◆放射線とは？
放射線とは、放射線物質から放出される目に見えないエネルギーです。放射線を出す物質を「放射性物質」、放射線を放出する能力を「放射能」といいます。電球に例えると、放射性物質が電球、放射能が光を出す能力、放射線が光といえます。

放射線の種類と性質

主な放射線は、アルファ（α）線、ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線、中性子線などがあります。どれも物質を通り抜ける力（透過力）があります。透過力は放射線の種類によって違いますが、適切な材料や厚さを選ぶことで遮ることができます。

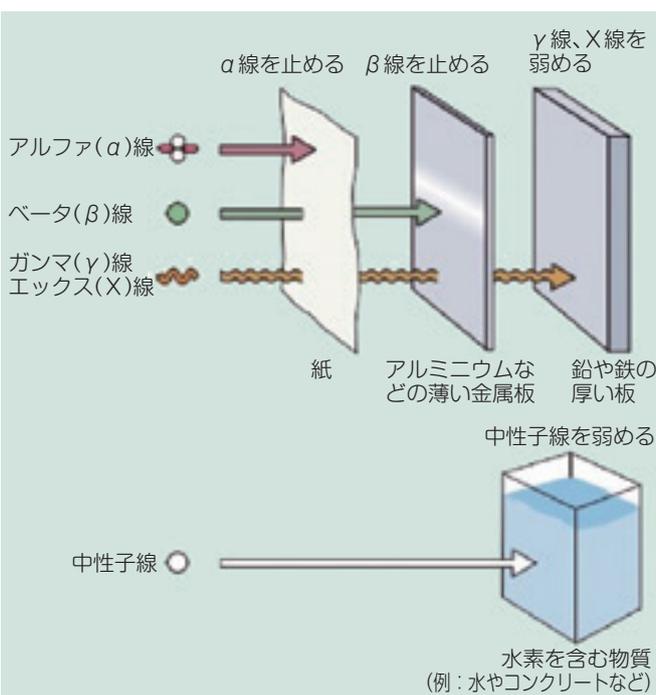
α線は紙1枚、β線はアルミニウムなどの薄い金属板、γ線・X線は鉛や鉄の厚い板、中性子線は水やコンクリートで遮ることができます。

放射線・放射能の単位

●ベクレル (Bq)
放射線の強さ（放射線を出す能力）を表します。

●グレイ (Gy)
放射線が物質や人体にどれだけ吸収されたか（吸収線量）を表します。

●シーベルト (Sv)
放射線が人体に与えた影響の大きさを表す単位で、がんや遺伝性の影響の度合いを表します。



▲放射線の透過力のイメージ図 (出典：日本原子力文化財団 WEB 版 2019 年度版)

ソフィアセンター
6～9月の開館時間

▼とき

●月～金曜 午前9時30分～午後8時

●土・日曜、祝日 午前9時30分～午後5時

▼休館日：毎月第3日曜
園ソフィアセンター

☎ 22・2928
☎ 21・2936

陸上競技場

改修工事期間中は利用できません

▼工事期間（予定）：6月7日（月）～10月末

▼工事内容：5年に一度、日本陸上競技連盟の認定（第2種公認）の更新に必要な改修工事とスタンドの耐震診断を行います。

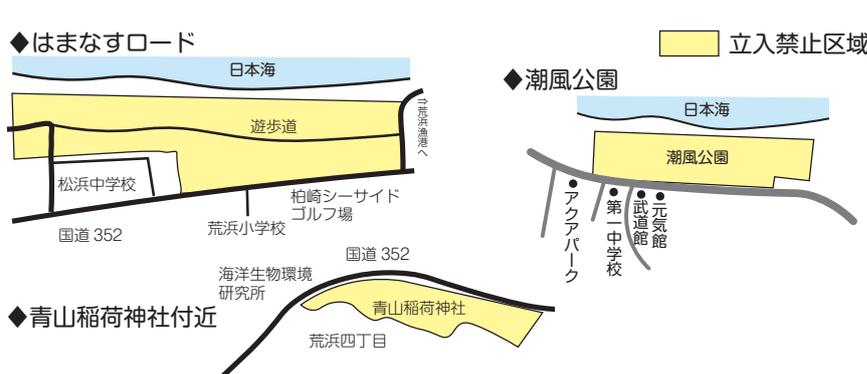
園スポーツ振興課

☎ 20・7010
FAX 23・0881

松くい虫防除のため
潮風公園・はまなすロード・青山稻荷の立ち入りを禁止します

▼立ち入り禁止期間：6月5日（出）～13日（日）

※天候により順延する場合があります。



園農林水産課
☎ 43・9131
FAX 24・7714

測定したダイオキシン類は基準値内でした

▼内容：市は、年に1度ごみ処理場から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を測定しています。その結果、令和2（2020）年度は、A系炉（2064ナノグラム、B系炉0・15ナノグラムで、排出基準値（1ナノグラム）を下回りました。

園環境課

☎ 23・5170
FAX 24・4196

コイの異変に気付いたら農林水産課へご連絡ください

▼内容：コイの異変（大量死など）が発生した場合は、市職員が調査に伺います。コイヘルペスウイルス病であることが判明した場合は、法律に基づき、コイの処分や池の消毒を行っている場合があります。

園農林水産課

☎ 43・9131
FAX 24・7714

20歳になったら国民年金に加入しましょう

▼加入対象者：日本国内に住所がある20歳以上の方（学生・外国人も含む）

※次の方は加入対象外です。

①20歳になったときに厚生年金・共済組合に加入している

②20歳になったときに、①の配偶者に扶養されている

※②の方は、配偶者の勤務先で「第3号被保険者」の届け出が必要です。

▼加入手続き：日本年金機構が自動で行います。

▼送付書類：年金手帳、納付書、国民年金加入のお知らせ、免除申請書など

※20歳の誕生日のおよそ2週間後に日本年金機構が送付します。

※年金手帳のみ別便です。

▼令和3（2021）年度保険料（月額）：1万6610円

▼納付が困難なとき：「免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の申請をしてください。

園市民課

☎ 21・2201
FAX 21・2528

園柏崎年金事務所国民年金課
☎ 38・0566
FAX 23・6211

森林の土地取引や新たに森林の土地を所有された方は届け出が必要です

①事前届け出（土地所有権等の移転等の届出書）

▼対象：県が指定した水源地域内の森林の土地を取り引きする土地所有者

▼届け出方法：土地取引行為の契約を締結しようとする日の30日前までに、直接または郵送で、長岡地域振興局林業振興課（〒940-8567長岡市沖田2-1-173-2）へ。

※届け出様式は、長岡地域振興局林業振興課にある他、県ホームページからダウンロード可。

②事後届け出（森林の土地の所有者届出書）

▼対象：売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方

▼届け出方法：土地の所有者となった日から90日以内に、農林水産課へ。

園長岡地域振興局林業振興課

☎ 0258・38・2572
FAX 0258・38・2674

園農林水産課

☎ 43・9131
FAX 24・7714

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定しました

環境課

☎ 23・5170 FAX 24・4196

▼内容：平成28（2016）年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定しました。概要をお知らせします。

▼計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

▼市の現況と課題：1人1日当たりのごみの排出量は近年横ばい傾向です。リサイクルは定着していますが、資源物の収集量は、紙やビンなどの減少や容器素材の軽量化などにより減少傾向にあります。SDGsに基づく考え方を取り入れ、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すため、さらにごみを減らし、3Rを推進することが必要です。

▼新たに取組む方策

●家庭ごみを減らすために「もうひと絞り」の水切りの徹底や食品ロスの削減を呼び掛けます

●事業所から出るごみを減らすために、フードバンクについての周知など、食品ロスの削減を呼び掛けます

●海洋プラスチックごみ対策として、不法投棄対策の強化や海岸清掃を実施します。また事業者には、バイオマスプラスチックや自然由来の素材の活用を促します

②廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正かつ安全な処理の推進により、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、改修や設備の運転方法の見直しを適宜行い、処理性能の維持を図ります。また、処理の効率化とエネルギーを有効活用できる新たな処理施設の検討を進めます。

③不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期の発見や対応を行うために、広く周知を図り、関係団体と連携し、不法投棄の防止に取り組みます。

▼基本理念：市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型社会の構築

▼基本方針

①廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進

ごみ減量の意識を高め、積極的に3Rを実践し、資源が循環する社会を構築します。また、1人1人が3Rの大切さを知り、

ごみの分別に自然と取り組めるような環境教育を推進します。



人権擁護委員は皆さんの問題解決のお手伝いをします

福祉に関する相談は、民生委員・児童委員へ

▼内容：人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする民間ボランティアです。困り事のある方は、お近くの人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼民生委員・児童委員とは：地域の皆さんと行政や専門機関とのパイプ役です。秘密は堅く守ります。気軽にご相談ください。

▼相談内容：生活や福祉に関する悩みごと

▼相談方法：お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員へ。

※担当の民生委員・児童委員は市ホームページで確認できます。



福祉課

☎ 41・5650
 FAX 21・1315

- ◆人権擁護委員（令和3（2021）年4月1日現在）
- 飯塚栄子（宮場町）
- 宇佐美寛（中央町）
- 黒金道雄（矢田）
- 阪田憲史（与板）
- 神林すみえ（旧広田）
- 田辺和幸（高柳町岡野町）
- 猪俣敏郎（豊町）
- 池田直友（山本）
- 小林克之（剣野町）
- 滝沢郁子（剣野町）
- 小池立美（新道）
- 木田智佳（松波）
- 小嶋美江子（両田尻）
- 小林慶子（西山町別山）

☎ 23・5227
 FAX 23・5226

閩新潟地方事務局 柏崎支局

米山土あげ運動にご協力ください

▼内容：米山山頂の土が長年の風雨で流出し、保全の措置が必要なため、修復に使用する土を登山者の方から山頂まで運んでもらう取り組みです。米山の豊かな自然を守る取り組みに、ご協力ください。

▼とき：5月中旬～11月初旬

▼方法
①大平登山道入口の土置き場に配備された袋に運べるだけの土を入れて登山してください。運んでいただく土の量は少しずつ構いません。

②山頂にある回収ボックスの中に土を入れ、袋はお持ち帰りください（山頂に捨てないでください）。

図商業観光課

☎21・2334
FAX22・5904

経済センサス活動調査の回答をお願いします

▼経済センサス活動調査とは…事業所、企業の経済活動を全国・地域別に集計し、経済活動の変動や動向を明らかにする調査です。調査結果は、行政施策の立案や民間企業の経営計画の

基礎資料として幅広く活用されます。

▼対象：全ての産業分野の事業所・企業

▼調査基準日：6月1日(火)

▼調査時期：5月中旬～6月下旬

▼調査方法：統計調査員（県知事任命）が事業所を訪問して調査票をお渡しします。支所や支店などがある企業は、国が本社などに調査票をまとめて郵送する場合があります。

▼回答方法：オンラインまたは調査票で回答してください。

▼実施機関主体：総務省・経済産業省・都道府県・市区町村
※経済センサス活動調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。



図企画政策課

☎43・9142
FAX24・7714

募集

公営住宅の入居者を募集 (6～7月)

▼申込受付期間

●6月募集Ⅱ6月1日(火)～4日(金)

●7月募集Ⅱ7月1日(木)～6日(火)

※月～金曜の午前8時30分～午後5時受け付け（祝日を除く）。

▼入居日

●6月募集Ⅱ7月1日(木)

●7月募集Ⅱ8月1日(日)

▼募集する住宅：市営、県営住宅の空き家
※空き家の状況は、募集月の前月の21日以降に建築住宅課または市ホームページでご確認ください。

▼申し込み：直接、市役所1階建築住宅課へ。
図建築住宅課
☎21・2290
FAX24・7714

緑のカーテンプロジェクト参加者を募集

▼内容：家庭や事業所で環境に優しい緑のカーテンを作り、写真を撮って結果を報告します。

▼対象：市民・市内事業者

▼申し込み：6月11日(金)までに、参加申込書を直接または郵送・ファクス・Eメールで、環境課（〒945-0011松波4-13-13クリーンセンター）へ。

▼取り組み報告：9月10日(金)までに取り組み報告書に緑のカーテンの写真を貼付して、直接または郵送・Eメールで、環境課へ。

※参加申込書と取り組み報告書は、環境課・高柳町事務所・西山町事務所・市民プラザ・ソフィアセンターにある他、市ホームページからダウンロード可。
図環境課
☎23・5170
FAX24・4196
✉kankyo@city.kashiwaza
ki.g.jp

ノーマイカーウィーク&エコドライブモニター参加者を募集

▼内容：自家用車を使用せずに通勤・通学などを行うノーマイカーウィークと、低燃費運転を実践するエコドライブモニターにチャレンジします。

▼とき：5月17日(月)～23日(日)

▼対象：市内に自家用車で通勤・通学する方

▼申し込み：5月14日(金)までに、参加申込書を直接または郵送・ファクス・Eメールで、環境課（〒945-0011松波4-13-13クリーンセンター）へ。

▼取り組み報告：6月4日(金)までに取り組み報告書を直接または郵送・ファクス・Eメールで、環境課へ。
※参加申込書と取り組み報告書は、環境課にある他、市ホームページからダウンロード可。
図環境課
☎23・5170
FAX24・4196
✉kankyo@city.kashiwaza
ki.g.jp